

令和8年7月1日

水道管工事入札参加資格審査について（案内）

富山市上下水道局

この度、令和9年度からの水道管工事入札参加資格の審査を行いますので、新たに水道管工事の入札参加を希望される管業者の方は下記のとおり申請してください。

記

- 1 申請受付期間 令和8年7月31日(金)まで
- 2 申請先 富山市牛島本町二丁目1番20号
契約出納課管財契約係（担当／下）
TEL 076-432-8518 FAX 076-432-8635
- 3 申請方法 「富山市水道管工事入札参加資格審査申請書（新規）」に必要事項を記入のうえ、その他必要書類を添付して提出してください。
なお、申請書は上下水道局契約出納課、富山市管工事協同組合及び上下水道局ホームページで取得できます。
- 4 書類審査 令和8年8月中旬
- 5 適性試験
 - (1) 日程 1次試験（筆記）令和8年9月上旬
2次試験（実技）令和8年10月上旬

(2) 受験者

(i) 1次試験（筆記）

直接的な雇用関係がある下記①～③の資格を持つ技術者各1名、
合計3名

①給水装置工事主任技術者 1名

②日本水道協会配水管工（耐震） 1名

③有資格者（1・2級管工事施工管理技士、1・2級土木施工管理技士、給水装置工事主任技術者、給水装置工事配管技能者、日水協県支部配管技士、日本水道協会配水管工（耐震）、ポリエチレン協会受講修了者） 1名

(ii) 2次試験（実技）

直接的な雇用関係がある者5名（そのうち3名は1次試験の受験者であること）

6 申請資格及び認定基準

- (1) 富山市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、同法別表に掲げる建設業のうち土木工事業及び管工事業の許可を受けていること。
- (3) 富山市水道事業給水条例（平成17年富山市条例第296号）に規定する指定給水装置工事事業者の指定を受けており、給水装置工事事業者として実務経験を有していること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第25条の4第1項の規定による給水装置工事主任技術者を有していること。
- (5) 公益財団法人給水工事技術振興財団から給水装置工事配管技能者証（旧：給水装置工事配管技能者認定書）の交付を受けている者又は公益社団法人日本水道協会富山県支部長が認定している配管技士を有していること。
- (6) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に耐震継手配水管技能者として登録されている者を2名以上有していること。
- (7) 富山市内に営業に適する店舗設備及び機材を有していること。
- (8) (4)(5)(6)に規定する者は、直接的な雇用関係にある者であること。